



きずな通信

橋口社会保険労務士事務所・労働保険事務組合きずな 2023.12月 No.224
(takekazu.hashiguchi@iaa.itkeeper.ne.jp)

社会保険加入事業所の皆様へ

- 賞与にも社会保険料がかかります。保険料の計算がご不明な場合はお気軽にご相談ください。また、賞与が不支給の場合も届出が必要ですので、ご連絡下さい。

今年も残りわずかとなりました。事業所様におかれましては、年末のお忙しい日々をお過ごしのことと思います。この時期は事業所内での事故や怪我が多くなります。今一度、従業員の方へ安全意識を持ってもらうよう指導、徹底をお願い致します。

労働保険事務組合の皆様へ



- 労働保険料第3期分の納入通知書を送付しております。納付期限令和6年1月31日迄期限内の納付をどうぞよろしくお願い致します

顧問事先事業所様へ



当事務所の年末年始休暇は
12月29日～1月4日 になります。



- 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の発行をお願い致します。令和5年1月～12月の間に、顧問料及び手続報酬をお支払い頂いている事業所様には、【支払調書】の発行を令和6年1月12日(金)までにご送付いただけますようお願いいたします。発行についてご不明な点がございましたら当事務所又は委託先会計事務所様までお問い合わせ下さい。

(所長より)

いつも当事務所へのご支援を賜わりありがとうございます。今年もいよいよ残りわずかとなりました。コロナもようやく下火にはなっていますがインフルエンザの流行などくれぐれも事業所内外での注意が必要です。どうか、社員の皆様ともども労災事故もなく健康で新しい年を迎えられますことを心から願っているところです。

さて、国内を見れば政界でのパーティー券収入による裏金づくりが発覚して大騒ぎになる中、実質賃金は10月分も前年同月比減となり19カ月連続の減少です。同じく10月からは宮崎県の最低賃金が過去最高の増額により時間額897円となりました。

国外においては、ロシアによるウクライナ侵攻に加えてイスラエルによるガザ地区侵攻が続いています。「明るく良き年を」と願いつつもなかなかそうはいかない状況が続きそうです。しかしこんな時こそ自分の足元を見つめ直し、出来る事を一つ一つやっていくことが大事かもしれません。当事務所もさらに精進を重ねますので来年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

肌の色言葉も違えど太古には
同じヒトなりもっと仲良く



橋口 剛和